

第121回平塚市個人情報保護運営審議会議事録

日時 令和2年10月9日(金) 14:00～17:00	場所 平塚市教育会館 中会議室	確認者 佐藤委員
--------------------------------	--------------------	-------------

出席者 22人 委員 佐藤委員、石川委員、児玉委員、中島委員、長谷川委員、目黒委員 事務局 舩水課長、鈴木担当長、風間主査、中戸川主任、黒沢主事 実施機関 生活福祉課(柳川課長、榮谷担当長、渡部主事) 地域包括ケア推進課(中村課長、相原課長代理、塩谷主査、日高主査) 学校給食課(熊川課長、柴谷主査) 学務課(市川課長、梅原主査)

1 第120回議事録の確認について
議事録の確認を行った。

2 議題

(1) 要配慮個人情報の取扱いに関する諮問について(平塚市個人情報保護条例第6条)【公開】
(諮問第345号に係る実施機関の説明)

学校給食課「学校給食に関する事務」において、食物アレルギー等、児童生徒の個々の事情に対応した学校給食を提供する必要がある。かかりつけ医作成の学校生活管理指導表を基に、標準献立とは異なる給食の提供を確実に行う。また、提供する給食に応じて、児童生徒の学校給食費の調整を行う。

(審議の結果)

当該事務における要配慮個人情報の取扱い(要配慮個人情報:病歴、医師等の指導等)について、諮問の内容を認める。

(2) 保有個人情報の目的外利用及び本人通知の省略に関する諮問について(平塚市個人情報保護条例第9条第1項、第3項)【公開】

(諮問第346号に係る実施機関の説明)

生活保護受給者の学校給食費を、公費の振替により徴収するにあたり、学校給食課「学校給食に関する事務」に係る生活福祉課「生活保護事務」からの保有個人情報の目的外利用を行う必要がある。令和3年度からの学校給食費の公会計化に伴い、平塚市が徴収・管理を行う。公費の振替の方法で徴収を行うことにより、学校給食費の滞納をなくし、徴収・管理業務の効率化を図ることができる。

(審議の結果)

当該事務における生活保護受給者情報の利用について、諮問資料の修正を条件に諮問の内容を認める。以下の について、修正を行うよう意見した。

条件: 「目的外利用が必要な理由」の欄には、「直接収集するよりも、目的外利用によって提供した方が、円滑に、正確な情報を得られる。また、目的外利用によって、受給者への不利益が生じることは無い。」と記載されており、実施機関が行う業務効率化の観点のみの説明である。なぜ目的外利用を行わなければならないか具体的に記載されておらず、説明が不十分である。

「条例第9条第3項に基づく本人通知について」の欄には、通知をしない理由として類型答申3「本人が通知を受けても本人に選択する余地がない」に該当するとしているが、本人に選択する余地がない理由が不明確である。

(諮問第347号に係る実施機関の説明)

就学援助認定者(生活保護受給者を除く)の学校給食費を、公費の振替により徴収するにあたり、学校給食課「学校給食に関する事務」に係る学務課「就学援助事務」からの保有個人情報の目的外利用を行う必要がある。令和3年度からの学校給食費の公会計化に伴い、地方公共団体が徴収・管理を行う。公費の振替の方法で徴収を行うことにより、学校給食費の滞納をなくし、徴収・管理業務の効率化を図ることができる。

(審議の結果)

当該事務における就学援助認定者情報の利用について、諮問資料の修正を条件に諮問の内容を認める。以下の について、修正を行うよう意見した。

条件： 「目的外利用が必要な理由」の欄には、「直接収集するよりも、目的外利用によって提供した方が、円滑に、正確な情報を得られる。また、目的外利用によって、受給者への不利益が生じることは無い。」と記載されており、実施機関が行う業務効率化の観点のみの説明である。なぜ目的外利用を行わなければならないか具体的に記載されておらず、説明が不十分である。

「条例第9条第3項に基づく本人通知について」の欄には、通知をしない理由として類型答申3「本人が通知を受けても本人に選択する余地がない」に該当するとしているが、本人に選択する余地がない理由が不明確である。

(諮問第348号に係る実施機関の説明)

学校給食費の債権者を管理するにあたり、学校給食課「学校給食に関する事務」に係る学務課「就学事務」からの保有個人情報の目的外利用を行う必要がある。令和3年度からの学校給食費の公会計化に伴い、地方公共団体が徴収・管理を行うこととなる。学校給食の提供が必要な者を抽出するにあたり、基盤のデータとなる在籍している児童生徒及びその保護者の情報が必要となる。

(審議の結果)

当該事務における就学情報の利用について、諮問資料の修正を条件に諮問の内容を認める。以下の について、修正を行うよう意見した。

条件： 「目的外利用が必要な理由」の欄には、「直接収集するよりも、目的外利用によって提供した方が、円滑に、正確な情報を得られる。また、目的外利用によって、受給者への不利益が生じることは無い。」と記載されており、実施機関が行う業務効率化の観点のみの説明である。なぜ目的外利用を行わなければならないか具体的に記載されておらず、説明が不十分である。

「条例第9条第3項に基づく本人通知について」の欄には、通知をしない理由として類型答申3「本人が通知を受けても本人に選択する余地がない」に該当するとしているが、本人に選択する余地がない理由が不明確である。

- (3) 保有個人情報のオンライン結合による外部提供に関する諮問について(平塚市個人情報保護条例第10条第2項)【公開】

(諮問第349号に係る実施機関の説明)

地域包括ケア推進課「地域包括支援センター委託事務(介護予防ケアマネジメント事務)、地域包括支援センター委託事務(総合相談支援・権利擁護事務)、平塚市介護予防事務及び認知症初期集中支援事業」で保有する個人情報をオンライン結合の方法により、市が委託を行っている市内13か所に設置された地域包括支援センターに対し、65歳以上の住民記録、64歳以下の利用者の住民記録、要介護、要支援情報を提供したい。

平成18年度(平個運答申第143・平個運答申第144・平個運答申第145)に答申を受けた内容について、オンライン結合により随時提供する個人情報の項目を増やすこと。また、大規模災害等の非常事態に限り、各センターで情報の共有し、利用者の対応を行うことについて、承認を得たい。

(審議の結果)

当該事務におけるオンライン結合による外部提供について、諮問の内容を認める。

- (4) 防犯カメラ等に関する諮問について【公開】

平塚市個人情報保護条例第6条及び平塚市個人情報保護条例第9条第1項、第3項(要配慮個人情報の取扱い及び目的外提供の制限、本人通知の省略)

(諮問第 3 5 0 号に係る実施機関の説明)

市民情報・相談課「複数課で共通する要配慮個人情報の取扱いの類型化及び以後に同様の取扱いをする場合の当審議会への諮問」において、平塚市が設置する防犯カメラ、監視カメラ、ドライブレコーダー（以下、「防犯カメラ等」と表記。）により記録した映像の中に外形上明らかに要配慮個人情報（心身の機能の障害）に該当する個人情報が含まれる場合の取扱いについて、承認を得たい。また、今後同様の取扱いが発生した場合に、個別に諮問を行わず、1つの適用除外規定として、類型化をしたい。

(審議の結果)

当該事務における要配慮個人情報の取扱い及び類型化について、不承認とする。

要配慮個人情報の取扱いについては、実施機関の説明により理解しているものの、防犯カメラ等に関する諮問事項については、要配慮個人情報の取扱いだけでなく、他の諮問事項と一括で諮問内容を認めるものとするため、本件の審議では認めないこととする。

(諮問第 3 5 1 号にかかる実施機関の説明)

市民情報・相談課「複数課で共通する保有個人情報の目的外提供、本人通知の省略の類型化及び以後に同様の取扱いをする場合の当審議会への諮問」において、防犯カメラ等により記録した個人情報を市が当事者となる物損事故等が発生した際に、市が自動車保険に加入している損害保険会社の求めに応じて提供する場合がある。市が自動車保険に加入している損害保険会社へ個人情報が含まれる映像を渡すことが、収集したときの利用目的を超えた提供となるため、保有個人情報の目的外提供について、承認を得たい。また、今後同様の取扱いが発生した場合に、個別に諮問を行わず、1つの適用除外規定として、類型化をしたい。

(審議の結果)

当該事務における目的外提供及び本人通知の省略、類型化について、不承認とする。

実施機関は、市が自動車保険に加入している損害保険会社へ個人情報が含まれる映像を提供することが、収集したときの利用目的を超えた提供と整理を行っているが、本来、市の財産に係る補償を請求する行為や市が相手方に賠償する行為は、市が実施することであり、形態としては委託と同様であると考えられる。市が実施することを代わりに損害保険会社が行うため、市が自動車保険に加入している損害保険会社への提供は、利用目的の範囲内の提供であると意見した。しかし、市の財産に係る補償を請求する行為や市が相手方に賠償する行為以外で、防犯カメラ等で撮影された個人情報を利用・提供する場合が発生した際には、個別で審議会の意見を聴く必要があると意見した。

平塚市個人情報保護条例第8条第2項（収集の制限）

(防犯カメラ等による本人外収集にかかる実施機関の説明)

実施機関より、国のガイドライン等の資料から市が設置する防犯カメラ等を通じた個人情報の収集は、市が管理している防犯カメラ等を通じ、収集しているだけであるため、本人外収集には該当しない。そのため、審議会への諮問は不要という判断を行った。

(審議の結果)

実施機関が整理を行った本人収集の考え方について、防犯カメラ等で撮影された個人情報は、本人の意思によって撮影されたものとは言えないため、認めることはできない。

防犯カメラ等の設置を明示や公表したとしても、本人の明確な理解（同意）とは言えない。本人が納得する形で収集する必要があるため、本人収集にはあたらないと意見した。

(5) 個人情報取扱事務に係る届出の報告について(平塚市個人情報保護条例第7条)

【公開】

- ・ 個人情報取扱事務に係る届出について、新規登録23件、登録変更65件、廃止2件の報告予定であったものの、会議時間の制約により報告を受けることが出来なかったため、質問事項等があった場合には、令和2年10月16日までにメール等で事務局へ伝え、次回の審議会で回答を受けることとした。

(6) 外部委託等に係る報告について(平塚市個人情報保護条例第50条第2項)【公開】

- ・ 個人情報取扱事務の外部委託等(実施機関以外のものに電子計算機を用いて個人情報取扱事務を行わせる場合)について、第120回に報告予定であった新規委託8件、変更(委託契約の更新等)18件の報告及び第121回の新規委託11件、変更(委託契約の更新等)12件、廃止6件の報告予定であったものの、会議時間の制約により報告を受けることが出来なかったため、質問事項等があった場合には、令和2年10月16日までにメール等で事務局へ伝え、次回の審議会で回答を受けることとした。

(7) 漏えい事故に係る報告について【非公開】

- ・ 個人情報に係る事故報告が1件あり、生活福祉課より漏えい事故発生の経緯や対応結果、再発防止策等の報告を受けた。

3 その他

- ・ 次回の審議会は、令和2年12月24日開催することとした。

以上

< 配付資料 >

第120回議事録

平塚市個人情報保護条例第6条ただし書きの規定に基づく要配慮個人情報の取扱いに関する諮問事案一覧

平塚市個人情報保護条例第9条第1項第6号の規定に基づく利用・提供の制限に関する諮問事案一覧

平塚市個人情報保護条例第10条第2項の規定によるオンライン結合による提供の制限に関する諮問事案一覧

個人情報取扱事務に係る届出の報告について

個人情報取扱事務の外部委託等に係る報告について

個人情報に係る事故報告書

答申の写し